

武雄市小規模契約事業者登録申請書

年 月 日

武雄市長 様

武雄市が発注する小規模契約について、武雄市小規模契約事業者登録要領第4条第2項に基づき、登録を申請します。

住所又は所在地	〒 ー 武雄市 町 大字 番地		
ふりがな 商号又は名称			
ふりがな 代表者職・氏名			
電話番号		メールアドレス FAX番号	
No.	登録希望業種 (得意な順に5業種以内)	許可・免許を有する場合は、その種類・名称など	コード番号 (* 記入不要)
1			
2			
3			
4			
5			

※ 希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、それらを受けている方のみ申請できます。建築業許可・建築士事務所等の登録を受けている方は、証明書の写しを添付して下さい。

(別表)

業 種 (工 事) 分 類 表

No.	業種区分	業 務 内 容
1	土木一式工事	①道路(側溝等)・下水(マンホール等)・水路(護岸等)の修繕工事
2	建築一式工事	①建物の修繕工事で、工事の種類が複数になるもの
3	大工工事	①大工工事・造作工事 ②型枠工事等
4	左官工事	①左官工事・モルタル工事・吹きつけ工事
5	とび・土工 コンクリート工事	①とび工事・足場等仮設工事・工作物解体工事・土工・コンクリート ②ネットフェンス工事等
6	石工事	①石積み工事等
7	屋根工事	①屋根葺き工事等
8	電気工事	①送配電気設備工事・構内電気設備工事 ②照明設備工事等
9	管工事	①空調設備工事 ②給排水・給湯設備工事 ③厨房設備工事 ④衛生設備工事 ⑤ガス設備工事
10	タイル・レンガ・ ブロック工事	①コンクリートブロック工事・レンガ工事・舗床ブロック・石張り工事等 ②タイル張り工事
11	鋼構造物工事	①鉄骨工事 ②石油・ガス等貯蔵タンク設置工事等
12	鉄筋工事	①鉄筋加工組立工事等
13	舗装工事	①アスファルト舗装工事 ②砂・砂利舗装・散布工事等
14	しゅんせつ工事	①しゅんせつ工事
15	板金工事	①板金加工取付け工事等
16	ガラス工事	①ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	①塗装工事等
18	防水工事	①各種工法の防水工事 ②シーリング工事
19	内装仕上げ工事	①床・壁・天井仕上げ工事等・内装間仕切・カーテン・ブラインド工事 ②畳・ふすま工事等
20	機械器具設置工事	①各施設機械器具設備工事等
21	熱絶縁工事	①熱絶縁工事等
22	電気通信工事	①電気通信線路設備工事・電気通信機械設置工事 ②放送・弱電設備工事等
23	造園工事	①植栽工事・公園・遊具設備工事・園路工事等
24	さく井工事	①さく井工事等
25	建具工事	①サッシュ工事・シャッター工事 ②金属製・木製建具工事等
26	消防施設工事	①火災報知設備工事等
27	清掃施設工事	①ごみ処理・衛生設備工事等
28	解体工事	①解体工事
29	その他の工事	上記以外の工事

申請書の書き方

- 1 「**住所又は所在地**」について、法人の場合は、商業登記簿に記載された事業所の所在地を記入し、個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として住所を記入してください。
- 2 「**商号又は名称**」について、法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は、通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないで下さい。
- 3 「**代表者職・氏名**」の「職」について、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。
- 4 **希望業種**について、工事及び修繕に関する5業種以内であれば内容の制限はありませんが、自ら履行することにより得意とする業種から順に記載してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合はそれらを受けていなければ申請できません。業種は簡素かつ具体的（分類表参照）に記入してください。許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を希望業種の右欄に記入してください。
建設業許可・建築士事務所等の登録を受けている方は、証明書の写しを添付してください。
- 5 申請書には、「**誓約書（様式第2号）**」・「**滞納のない証明**」（市民課の窓口にて発行）を必ず添付してください。

この制度について、不明な点がございましたら、下記へお問合せください。

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10
武雄市役所 財政課 契約検査係 TEL 0954-23-9320